相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市関前大下甲一九五一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　面屋　君枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日

愛媛県今治市南宝来町一丁目五番地四月原ビル一階八島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八島　淳

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年七月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十八日

東京都台東区浅草橋三丁目一番一号

日本合板厚生年金基金

代表清算人　井上　篤博

所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告

当社は、会社法第一九七条第一項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却を決定いたしました。

つきましては、左記の株主様ご所有株式を売却することに異議のある株主様およびその他の利害関係人は平成二十九年十月三十一日までに、当社に対しその旨お申し出くださいますよう、会社法第一九八条の規定により公告いたします。

平成二十九年七月二十八日

静岡県駿東郡清水町伏見字向田三五一番地

近物レックス株式会社

代表取締役社長　堀内　悟

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	所有株式数	株主番号
荒木　次郎　三重県伊勢市宮川町二―四―四六	二〇株	○○○○○一三
飯沼　憲雄　千葉県船橋市本町七丁目二一―六―一〇三	一、三三三株	○○○○○一六
上田　昭三　三重県伊勢市横輪町	一〇株	○○○○○四一
浦谷七之助　三重県志摩市阿児町立神	三〇株	○○○○○四九
江口　隆行　神奈川県平塚市田村四五九八―一二	一九一株	○○○○○五一
大森　正勝　長野県岡谷市東銀座二丁目四―一五	一、〇〇〇株	○○○○○六四
岡出　典郎　三重県伊勢市一志一四五	一四〇株	○○○○○七〇
加藤　富蔵　愛知県豊橋市花田町西郷一一八	六〇〇株	○○○○○九三
加藤　正次　大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三三一	二九、一三六株	○○○○○九六
河合　操　愛知県豊橋市船渡町上ノ山五〇	一、〇〇〇株	○○○○一〇四
木場　格　三重県伊勢市辻久留三丁目二〇―一三	三〇株	○○○○一一八
佐藤　光雄　愛知県豊橋市菰口町六丁目三七	六六株	○○○○一五一
拓植伝次郎　和歌山県有田郡湯浅町別所五九	七〇〇株	○○○○一一三
田中　謙一　三重県松阪市愛宕町八四四	四〇〇株	○○○○一一九
田端　保　三重県松阪市垣鼻町　村田潤次様方	一〇株	○○○○一二四
辻　文義　大阪府大阪市天王寺区筆ケ崎町五―五三―一四一六	五八、三二六株	○○○○一三一
中村　仲平　三重県志摩市志摩町和具奥山二七四六―九	五〇株	○○○○二五〇
中西　一雄　三重県津市阿漕町二九―二	二株	○○○○二五七
西桐　優　三重県伊勢市宮後	二〇株	○○○○二六四
林　真一　愛知県豊橋市関屋町一七七	七五四株	○○○○二八八
藤川　義男　三重県津市万町津一六五三	五四株	○○○○三〇三
増川　七郎　三重県津市久居西鷹跡町	一〇株	○○○○三一〇
松本　泰　三重県伊勢市常磐三七八	二〇株	○○○○三一八
三浦　博　千葉県市川市妙典四丁目一四―一五―一〇三	一、〇〇〇株	○○○○三三四
御子　治　三重県伊勢市宮町一九八	二〇株	○○○○三四七
山下　常樹　三重県志摩市大王町波切	五〇株	○○○○三六六

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十八日

東京都新宿区余丁町一〇―一〇新宿余丁町ビル四階ユーロフィン・エヌエスシー・ジャパン株式会社内

ユーロフィン日本環境株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　丹羽　俊彦

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十八日

福岡市中央区平尾三丁目一六番一七号

興和道路株式会社確定給付企業年金

清算人　権丈　忍

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年7月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大一殖産株式会社　②東京都知事(4)10796　③代表取締役　戸田秀茂　④東京都中央区八丁堀三丁目28番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区八丁堀三丁目28番14号　大一殖産株式会社代表取締役　戸田守道

①有限会社ホットハウス　②東京都知事(5)72585　③代表取締役　萱場貞二　④東京都品川区平塚一丁目19番12号　有限会社ホットハウス　代表取締役　萱場貞二

①積和不動産関東株式会社　②国土交通大臣(1)8467　③代表取締役　寺崎明久　④東京都渋谷区代々木二丁目1番1号　廃止した従たる事務所　マスト水戸仲介営業所　茨城県水戸市元吉田町274番1　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区代々木二丁目1番1号　積和不動産関東株式会社　代表取締役　寺崎明久